

事 業 者 殿

山口労働局長登録第9号
一般社団法人 山口県労働基準協会

玉掛け技能講習開催のご案内

労働安全衛生法により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっています。

そこで、当協会では、山口労働局長の登録教習機関として標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に受講され資格を取得されますようご案内いたします。

記

1. 実施日及び会場 別紙のとおり（開催地の支部でお求めください。）

2. 受講料 次のとおり（消費税込）

資格区分		講習時間	免除科目	受講料
A	下記の資格区分B、Cに該当しない者（全科目を受講する者）	19時間 〔学科12時間〕 〔実技 7時間〕	なし	20,520円
B	(1) 所定の特別教育を修了し、次の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 ① 制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転の業務 ② つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務 ③ つり上げ荷重5トン未満のデリックの運転の業務 ④ つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーンの運転の業務 (2) 鉱山において次のいずれかの業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者 ① つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転の業務 ② つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転の業務	18時間 〔学科12時間〕 〔実技 6時間〕	実技の合図法1時間が免除される	19,440円
C	(1) クレーン運転士免許、デリック運転士免許、クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	15時間 〔学科 9時間〕 〔実技 6時間〕	学科の力学3時間と実技の合図法1時間が免除されます。	18,360円

3. 使用テキスト ①「玉掛け作業必携」 1,620円（消費税込）

②「新／玉掛け技能講習学習のしおり」 630円（消費税込）

4. 講習科目及び時間

種類	講習科目	時間数	免除を受けることができる者
学 科	① クレーン等に関する知識	1時間	
	② クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間	資格区分Cに該当する者
	③ クレーン等の玉掛けの方法	7時間	
	④ 関係法令	1時間	
実 技	⑤ クレーン等の玉掛け	6時間	
	⑥ クレーン等の運転のための合図	1時間	資格区分B及びCに該当する者

(注) 講習には、講習科目（時間数）以外に、学科講習、実技講習とも修了試験があります。

5. 受講申込の方法

申込書及び受講票に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講料及びテキスト代を添えて協会支部に申し込んでください。

※受講申込期間、受講申込先及び講習定員は別紙のとおりです。

6. 受講申込に必要な書類等

(1) 本人確認証明書（全ての方）

下記①～⑤のいずれか一つを貼付してください。

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し
- ② 自動車運転免許証の写し（裏書のある方は表裏）
- ③ 住民票の原本 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ④ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
- ⑤ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証：新様式）の写し（表裏）

(2) 受講免除資格証明書類（受講資格区分B、Cの方）

受講免除資格となる免許証又は修了証等のコピーを貼付してください。

※原本と照合確認を行いますので、講習当日、必ず原本をお持ちください。

(3) 写 真（2枚）

- ① たて30mm、よこ24mm。申込前6ヶ月以内に撮影したもの。（できればカラー）
- ② 上三分身（胸から上）、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの。
- ③ 写真専用紙以外の用紙（コピー用紙等）に印刷したものは不可

※貼付された写真の状態によっては撮り直しをお願いすることがあります。

7. 注意事項、その他

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 欠席されたときや受講を中止した場合の受講料の返金はできません。
- (3) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (4) 本講習は法定の最低必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で受講できません。
- (5) 学科講習を完全に受講しない方は、実技講習が受講できません。
- (6) 学科講習には修了試験がありますので、必ず筆記用具（HB又はBの鉛筆及びプラスチック消しゴム）を持参してください。
- (7) 実技講習には、安全帽（ヘルメット）、作業服、安全靴等着用で受講してください。
- (8) 全科目を受講し修了試験に合格された方は、後日、法定の修了証を交付します。
- (9) 台風、地震等で講習開催が不可能になった場合は、新たに講習日等を設定し実施することがあります。

8. 申込書及び受講票記載上の注意事項

- (1) 受講申込書及び受講票は、※印欄以外全てかい書で正確に記入してください。
- (2) 既に、当協会発行の技能講習統合修了証（プラスチックカード製）の交付を受けている方は、修了証（表面）右上の「修了者ID」番号を申込書③の欄に必ず記入してください。
なお、今お持ちの技能講習統合修了証は、本技能講習の修了証を交付するときに返還（交換）していただきます。

(3) 受講の一部免除を申請される方の申込書作成要領

下表の受講資格区分に応じて、○印のある証明証等を準備及び記載してください。

受講資格区分	申込書表面			申込書裏面	
	本人確認証明 (案内書6-(1)参照)	免許証又は修了証 (案内書6-(2)参照)	免除該当資格 (○印を付す)	業務経験月数	事業者証明
A	○				
B	○	○	○	○	○
C	○	○	○		

※ 事業者の証明は、事業場を代表する者（社長、支店長、工場長等）の職名及び氏名を記入し、職印は、社長、支店長、工場長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押してください。

- (4) 申込書不足の場合は、コピーしてください。

玉掛け技能講習受講申込書

① 氏名	ふりがな	※ 受講区分	※ 受講番号	全面的りづけ (たて 30mm よこ 24mm)
氏名は正確にかい書で記入し、上欄にふりがなをつけてください。		A・B・C		写真専用紙以外の用紙に印刷したものは不可 (写真貼付)
② 生年月日	昭和 年 月 日生 平成	③ 修了者ID番号	←既に統合修了証をお持ちの方は、修了証右上の番号を記入してください。	
④ 住所	(〒)	第	号	年 月 撮影
⑤ 勤務先	事業場名 所在地 (〒)			(写真は、申込前6ヶ月以内に撮影したもの)
⑥ 連絡者	氏名	所属部課	TEL	FAX
⑦ 免除科目	学 科	実 技		
⑧ 科目免除資格	免除該当資格 (いずれかに○印をしてください。)		貼 付 欄	
	受講資格区分B、Cに該当する方は、該当する項目に○印を記入し、資格証の写しを「貼付欄」に貼付してください。	のりづけ(貼付部分)		
受 講 料 (A : 20,520円 B : 19,440円 C : 18,360円) テキスト代 (円) 合計 _____円		※ 8.9については必ず裏面に事業者の証明を受けてください。)		
上記のとおり、受講料及びテキスト代を添えて申込みます。 平成 年 月 日		一般社団法人山口県労働基準協会 殿		
		※ 事務局確認欄	受付担当	管理者印

【個人情報の保護について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた技能講習の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

玉掛け技能講習受講票

※ テキスト当日渡し

① 氏名	ふりがな	※ 受講区分	※ 受講番号	全面的りづけ (たて 30mm よこ 24mm)		
氏名は正確にかい書で記入し、上欄にふりがなをつけてください。		A・B・C		写真専用紙以外の用紙に印刷したものは不可 (写真貼付)		
② 生年月日	昭和 年 月 日生 平成					
③ 住所						
④ 事業場名						
出席確認印		1. ※印以外の欄は、申込者(本人)において必ず記入してください。 2. 開講15分前までに、本票を受付けに提示して出席確認印を受けてください。 3. 本票は、講習中は常時机の上に置いておいてください 4. 本票は、講習終了後提出していただきますので、大切に所持してください。 5. 学科講習には筆記用具(HB又はBの鉛筆とプラスチック消しゴム)を持参し、実技講習においては、安全帽(ヘルメット)、作業服、安全靴等で受講してください。				
第1日	第2日				第3日	注 意 事 項

※講習科目の一部免除を受けるために貼付いただいた免許証又は資格証等の写しは原本と照合させていただきますので、講習当日、必ず原本をお持ちください。

業務経験証明書

申込書(表面)⑧の科目免除資格8.9に該当する方

① 受講者の氏名		② 生年月日	昭和・平成 年 月 日
③ 特別教育等の種類			
④ 修了証等交付年月日	昭和・平成 年 月 日		
⑤ 従事経験年月数	年 ヶ月間 (平成 年 月 日～平成 年 月 日) ※従事経験は、必ず特別教育等修了証交付日以降の期間を記入してください。		
⑥ 従事経験の種別	※該当の業務名の番号を○で囲んでください。 1. 5トン未満の揚貨装置の運転 2. 5トン未満のクレーンの運転 3. 1トン未満の移動式クレーンの運転 4. 5トン未満のデリックの運転 5. 1トン未満の玉掛け 6. 鉱山保安法による鉱山において、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務		
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場名 事業者職氏名			
			(職印)